

研究開発センター ニュースレター

「研究開発センター ニュースレター」は、科研費等の公的研究費や学内の研究費等の使用に係る不正防止のための啓発活動の一手段として、研究費の使用ルールの紹介や文科省が発表する研究費不正事例等を紹介していくと共に、研究開発センターにおける研究支援活動の紹介も含めて全構成員へ発信するものです。

研究データ管理 について

かつては研究公正の観点から適正な「保存・開示」が求められてきた研究データですが、昨今は重要な知的資産として「管理と利活用」が求められるようになっていきます。

本学における研究データ管理についての環境整備の現状についてお知らせします。

◆研究データポリシーの制定について

研究データは、研究の過程あるいは研究の結果として収集・生成される情報です。研究データについてはまず、2014年8月26日 文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」において、**研究公正の観点から一定期間の保存・開示**が求められるようになりました。本学では日本学術会議が示したガイドラインに合わせ、「資料（実験ノートなどの文書、数値データ、画像等）は原則10年、試料（実験試料、標本）や装置など『もの』は原則5年」の保管期限を「法政大学研究倫理規程」にて規定しています。

さらに2021年4月には、内閣府・統合イノベーション戦略推進会議から「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」が発表され、研究データを**単に保存するだけでなく、「管理・利活用」すること**が求められるようになりました。研究機関には研究データポリシーの策定が求められ、研究者には研究機関が定めたデータポリシーに則った研究データの管理・公開が求められるようになりました。本学ではこれを受け、学部長会議等での意見聴取を経たうえで、2025年4月1日に「法政大学 研究データ管理・公開ポリシー」を制定しました。

◆研究データの管理基盤と公開基盤について

研究データを管理するためのシステムとして本学では、国立情報学研究所が運営する「GakuNin RDM」を利用いただくことができます。このシステムを研究データの置き場所として利用すると、安全な環境で研究データを保存し、共同研究者と共有することができます。また、研究データを公開するにあたっては、「法政大学学術機関リポジトリ」で公開することができます。

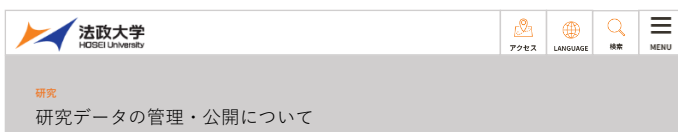
◆公的資金による研究での研究データについて

近年、公的資金による研究においては、研究者に対して、研究開始時の**データマネジメントプランの作成**、研究期間中の**研究データの管理**、研究終了後の**研究データの公開**が求められるようになってきています。科研費においては2024年度以降の研究課題から、データマネジメントプランを作成すること、論文の根拠となった研究データを公開すること、公開した研究データのメタデータを実施報告書等へ記載することが求められており、科研費以外の公的研究費でも同様な対応が求められるようになってきています。

◆研究データについての解説サイトを開設しました

法政大学公式Webサイトの「研究」ページ内に「研究データの管理・公開について」というページを開設し、「法政大学 研究データ管理・公開ポリシー」や、研究データ管理・公開の具体的方法についてご説明しています。GakuNin RDMの利用方法や、法政大学学術機関リポジトリでの研究データの公開方法についても記載していますので是非ご確認ください。

法政大学公式Webサイト→「研究」→「研究データの管理・公開について」



科研費における 制度変更について

日本学術振興会より、科研費の
制度改正事項が発表されました。
一部をご紹介します。

新たな研究支援 制度について

2025年4月より、既存の学内
助成金を再編した「研究費獲得
促進事業」や、競争的研究資金
の研究代表者を対象とした「バ
イアウト制度」が導入されます。
申請要項等は大学公式Webサ
イトの「研究」ページ内の「研
究活動の支援」のページにてご
確認ください。

◆実績報告書等において、論文の根拠となるデータに関する情報（メタデータ等）の提出が必要になります。

2024年度課題の実績報告書・実施状況報告書の「研究発表の入力」画面において、科研費の成果として発表した雑誌論文の情報に加え、**その論文の根拠となり、且つ電磁的に公開している研究データの情報（根拠データの公開URL等とメタデータ）の入力が求められます。**これらの入力が必要とされるのは、**論文が「電子ジャーナルに掲載された査読付き論文」であり、且つ電子ジャーナルの執筆要領や出版規程等において根拠データの公表が求められている**場合です。

根拠データは機関リポジトリで公開することが原則とされていますので、まず、機関リポジトリに掲載して公開する必要があります。公開が可能な根拠データを選定の上、法政大学全学ネットワークシステムのBox内の「＜研究データ＞公開用」フォルダに格納し、メタデータを付与して法政大学図書館リポジトリ担当に提出してください。**図書館リポジトリ担当への依頼は4月末までお願いします。**研究データの公開方法については前項でご紹介した、大学公式Webサイトの「研究データ管理・公開について」のページも参照ください。

◆実績報告書等において、論文の即時オープンアクセスの実施有無の報告が必要になります。

2024年度課題の実績報告書・実施状況報告書の「研究発表の入力」画面において、科研費の成果として発表した雑誌論文の情報に加え、**即時オープンアクセスの実施有無と即時オープンアクセスが実施できない場合の理由の入力が求められます。**

なお、政府方針に基づき、科研費においては2025年4月以降に新たに公募が行われる課題から、学術論文および根拠データの即時オープンアクセス化が義務化されます。即時オープンアクセスには主に①オープンアクセス学術雑誌に掲載する、②機関リポジトリに著者最終稿に掲載する、の2つの方法があります。①は学術雑誌ごとにオープンアクセスに関するルールが定められているので、あらかじめ学術雑誌の投稿ルール等を確認する必要があります。②は図書館リポジトリ担当に掲載を依頼することで実現できますが、学術雑誌の許諾が必要となるケースが多いため、あらかじめ確認が必要です。2025年4月以降に新規に公募される課題からの措置ですので論文公開時期は少し先になりますが、研究計画の段階から研究成果の発表方法についてご確認・ご検討をお願いいたします。

◆科研費等獲得支援助成金

「科研費等不採択案件（A評価）助成金」「大型研究費獲得助成金」を再編(廃止)して新設された制度です。**科研費や大型研究費に不採択となったもののA評価等の評価を得た本学専任教員に助成金を配分**することにより、次回の科研費や大型研究費の申請、採択に繋げ、本学の研究活動を促進することを目的としています。研究者からの申請に基づき、不採択となった初年度申請額（直接経費）の5%又は100万円のいずれか低い額を配分します。取扱要領等は5～6月頃に公開する予定です。

◆論文投稿促進支援制度

「国際学術雑誌論文校閲料助成金」「学会誌論文掲載料補助」を再編(廃止)して新設された制度です。**国際学術雑誌へ投稿する際の校閲料の補助、学会誌への論文掲載料の補助に加え、新たに商業学術雑誌の掲載料も補助対象となりました。オープンアクセス誌の掲載料については25万円まで支給されます。**制度の詳細は大学公式Webサイトの「研究」ページ内の「研究活動の支援」のページにてご確認ください。

◆科研費研究計画調書レビュー制度

前年度の科研費で不採択となった本学専任教員に対して業者による**研究計画調書レビュー**を実施します。募集定員は9名で、応募者多数の場合は抽選とします。応募締め切りは4月30日です。募集要項は大学公式Webサイトの「研究」→「研究開発センター」→「科学研究費助成事業」→「公募申請支援」のページにてご確認ください。

◆若手研究者の自発的研究活動ガイドライン

競争的研究費により雇用される若手研究者（P・D、研究支援者、研究補助者）について、勤務時間中に一定割合の時間数まで自発的な研究活動に従事する際のガイドラインを

制定しました。詳しくは研究開発センター小金井事務課へお問い合わせください。

◆バイアウト制度

バイアウト制度とは、研究代表者が研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するため、競争的研究費の直接経費から、自らが担っている研究以外の業務の代行にかかる経費の支出を行うものです。本学におけるバイアウト制度では、支出対象業務を「兼任講師による授業代行」としております。申請については要件があり、定められた期間内に申請書の提出と承諾が必要となります。詳細は大学公式Webサイトの「研究」ページ内の「研究活動の支援」のページにてご確認ください。

◆科学研究費助成事業取扱要領（科研費）

①科研費以外の他の経費との合算使用について

科研費と他の経費を合わせて使用する場合の制限や容認されるケースについて取扱要領に詳しく記載しました。

②旅費計算の起点について

旅費を計算する際の起点を「勤務校地」としていましたが、本学専任教員及び本学学生は、所属キャンパスまたは自宅を起点とすることに変更しました。

③宿泊費単価について

学生の宿泊費単価を研究者と同額に引き上げました。

④宿泊費の支給上限額の判定について

1つの領収書又は請求書に複数日分の宿泊費が含まれており、かつ当該宿泊費を単一の予算から支出する場合に限り、上限額の計算は1泊ごとに行うのではなく、当該領収書又は請求書の合計宿泊日数に対して行うものとししました。

⑤雇用における書類の提出期日の変更について

雇用手続きに関する研究開発センターへの提出期日を前月20日から前月15日に変更しました。ご協力をお願いいたします。

⑥科研費専用コーポレートカード利用後の必要書類の提出期日の変更について

研究開発センターへの証憑書類及びVpass利用明細の提出期日を、利用月の翌々月15日から利用月の翌月末日に変更しました。ご協力をお願いいたします。

◆研究費使用要領（受託研究・共同研究・寄付研究等）

①宿泊費の上限額・日当の変更について

「法政大学受託・共同研究・受託事業取扱規程」の改正により、出張における宿泊費・日当の基準が変更され、科研費と同じ基準になりました。

第7条第9項（中略）日当は別表のとおりとし、宿泊料は、別表に定めた宿泊料を基準として宿泊日数分の金額を上限に実費支給する。

出張先区分	研究者等の種別	日当	宿泊費
国内	研究者等	4,000円	13,100円
	学生(大学院生・学部生)	2,800円	
国外	研究者等	8,000円 (31日以降は6,400円)	25,000円 (同一宿泊先31日以降は20,000円)
	学生(大学院生・学部生)	5,600円 (31日以降は4,500円)	

研究費使用要領の改訂について

「法政大学科学研究費助成事業取扱要領」「法政大学研究費使用要領」の2025年度の改訂内容の一部をご紹介します。詳細は各要領にてご確認ください。

「公的研究費等の不正防止計画」を公開しています。

「法政大学における公的研究費等の不正防止計画(第四次)」を本学公式Webサイトにて公開しています。
トップページ→「研究」→「不正防止に係る取り組み・規程」→「基本方針等」
※2025年度については改正・変更点はありません。



公的研究費等の不正使用、研究活動上の不正行為に関する通報窓口

公的研究補助金等の不正使用や研究活動上の不正行為に関する学内外(本学教職員、本学関係者、取引業者等)からの通報の受付窓口を設置しています。なお、通報を行ったことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けることはありません。

●学内通報受付窓口

監査室 TEL : 03-3264-9233
FAX : 03-3264-9829
E-mail : kansa@hosei.ac.jp

●学外通報受付窓口(弁護士)

国広総合法律事務所(法政大学公的研究補助金等不正使用通報担当)
FAX : 03-5222-5281
E-mail : hosei-hotline@kunihiro-law.com